

## 第2編

### 第5章

#### 清掃事業・資源の循環利用

杉並区の環境の現状と取り組み

### ～第5章～ 清掃事業・資源の循環利用

平成12年4月1日に東京都が実施していた清掃事業が杉並区に移管され、7年が経過しました。ごみ・資源物の収集運搬作業は、区民に最も身近な区役所の業務の一つであり、ごみの発生抑制やリサイクルに対する区民の関心は年々高まっています。

区ではこれまで夜間収集モデル事業や午前中収集の強化（「カラス総合対策」）、ペットボトル・プラスチック製容器包装集積所回収の推進（「資源回収」）等の区独自の事業を実施してきました。

平成20年度からは、廃プラスチックサーマルリサイクルの区内全域展開とともに、プラスチック製容器包装及びペットボトルの集積所回収も区内全域で実施します。ごみの分別方法の変更等、区民生活に大きな影響を及ぼす清掃事業の変更となりますので、区民の理解と協力を得ながら取り組んでいきます。

#### 1 カラス総合対策

##### 1 現状

ごみ出しの原則である容器による排出は昭和36年から始まりました。しかし、単身世帯や共働き世帯及び高齢者のみの世帯の増加、生活形態の多様化により、袋によるごみ出しも認められるようになり、平成6年には中身が識別でき、燃焼温度を抑えた半透明の推奨袋での排出もできるようになりました。袋出しにより排出利便性を向上させた結果、餌を目で見て判断するカラスによるごみ散乱の被害が増加するという弊害が発生しました。

そこで、地域の公衆衛生及び景観の維持・向上を図り、快適なまちづくりに寄与することを目的に、既存事業の拡充、モデル事業の実施・検証、アイデア募集、普及・啓発など、様々なカラス総合対策を行っています。

##### 2 取組み

###### (1) 黄色いごみ袋の普及

カラスはごみの中身を見てつづきます。カラスには中身が見えない特殊な材料を使うことによりカラス対策に効果のある「黄色いごみ袋」を、平成17年に区の推奨袋に認定しました。

今後は、モニター事業の実施やイベントでの黄色いごみ袋配布などにより、黄色いごみ袋の効果をPRし、区のカラス対策の大きな柱となるよう、普及に努めていきます。

また、西荻窪駅、荻窪駅、阿佐ヶ谷駅、高円寺駅周辺の商店街に黄色いごみ袋を配布し、カラスよけ効果及びまちの美観保持の効果を検証しています。

###### (2) 折り畳み式ごみ収集ボックスの設置

カラスによるごみの散乱を防ぐため、折り畳みのできるごみ収集ボックスを、交通の妨げにならないような集積所に希望により設置し、効果を検証しています。

### (3) 防鳥ネット（カラスネット）の配布

主要なカラス対策のひとつである防鳥ネットは、区役所や清掃関連施設等で常時、配布を行っています。

### (4) 午前中収集強化施策の取組み

カラス対策及びまちの景観の維持・向上のため、少しでも早く収集して欲しいという要望に応えるため、平成17年度から可燃ごみ・不燃ごみの収集開始時間を30分早め、午前7時30分からとしました。

## 2 資源回収

### 1 現状

杉並区の資源分別回収は、平成7年度から区内の一部地域でびん・缶を対象として開始しました。平成11年6月からは、当時、23区の清掃事業を担っていた東京都（旧清掃局）が一層のごみ減量を目的に、可燃ごみの収集日をそれまでの週3回から週2回に減らし、減らした日を「資源の日」とし、びん・缶・古紙を全域で行政回収する方法（旧東京ルールⅠ）で拡大されました。平成12年度からは、清掃事務は都から区に移管され、今日に至っています。

旧東京ルールⅠの実施以降、それまで新聞回収を行っていた事業者の集積所からの持ち去り行為が多発することとなり、区は平成14年度に、集積所に出された資源物は区に所有権があることを条例に明記するほか、資源持ち去り監視パトロールを開始するなど対策を強化しました。その後も、敷地内収集拡大や、集団回収の奨励など、様々な対応を講じてきました。

不燃ごみの減量施策としては、平成13年度からプラスチックを資源として回収するモデル事業を開始し、平成17年度から一部地区で本格実施、現在では区の3分の1の地区で実施しております。

ペットボトルの資源回収は、やはり都の時代の平成9年度に、販売事業者の協力を得て店頭回収ボックスを設置し、行政がそこから収集運搬する旧東京ルールⅢという方法で開始されました。区への事務移管後は回収拠点の拡大を図るほか、現在は集積所からの回収もモデル事業として実施しております。

### 2 取組み

#### (1) ペットボトル回収

ペットボトルは販売店の店頭を回収拠点として回収（拠点回収）していますが、平成14年10月からは一部区立施設でも回収を開始し、回収拠点は約400箇所となり、平成18年度の回収量は728tとなっています。

また、ペットボトルの回収量増を図るため、平成16年11月から区内一部地域で集積所において回収（集積所回収）するモデル事業を実施し、効果の検証を行っています。

なお、平成20年度からは、区内全域で実施する予定です。

## (2) 集団回収

町会・自治会、PTA、集合住宅などの団体が行う自主的な資源回収で、地域コミュニティの形成にも寄与しています。平成11年4月に595団体が参加していましたが、同年6月に行政による全区的な資源回収が実施されたことにより団体は減少し、同年度末には232団体、その後も微減傾向が続いたが、平成19年3月現在では276団体となっており、団体数は、徐々に増加傾向にあります。

なお、集団回収団体へは、回収量に応じて区から報奨金を支給しています。

## (3) 布類の拠点での回収

古布の拠点回収は平成11年9月に開始し、毎月1回（第二土曜日）、区施設9箇所で行っています。区は回収拠点の場所を提供し、地域団体等が、ボランティア活動により回収を行っています。

## (4) プラスチック製容器包装の分別収集

プラスチック製容器包装の分別収集は、平成13年度から16年度までモデル事業によりマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルそれぞれの効果の検証を行ってきました。その結果、残渣（リサイクルできないもの）の発生が少ないケミカルリサイクルにより資源化する方法が有効であることがわかりました。これを踏まえ、平成17年度からは区内の1/6地区、平成18年度からは1/3地区を対象に、容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施しています。平成20年度からは、区内全域で実施する予定です。

# 3 リサイクルの推進

## 1 現状

ごみの減量とリサイクルの推進を目指し、コンポスト容器等の購入助成事業、清掃情報紙「ごみパッケン」の発行等を行っています。また、区民・事業者・区が協働してリサイクルを推進していく調整役として、NPO法人すぎなみ環境ネットワークに集団回収事務、啓発活動、リサイクル施設の運営などの事業を委託しています。

## 2 取組み

### (1) リサイクルの啓発・広報

一人でも多くの区民にごみの減量とリサイクルについて理解してもらい、リサイクル活動に参加してもらうために啓発・広報活動を行っています。

- 清掃情報紙「ごみパッケン」（平成17年度より「リサイクル報」の名称を変更）を隔月で発行。各回21,000部で平成18年度は6回発行
- 環境博覧会・環境フェア等のイベントに参加
- すぎなみ環境ネットワークにリサイクル講座・教室の開講を依頼

## (2) コンポスト容器・家庭用生ごみ処理機の利用促進

家庭から出る生ごみの減量のために、コンポスト容器のあっせん・購入費助成及び、生ごみ処理機の購入費助成を行っています。

コンポスト容器のあっせんは通年、生ごみ処理機の購入費助成は年2回に募集して行っています。

## (3) 施設の生ごみリサイクル

平成7年に保育園4箇所、福祉施設2箇所に生ごみ処理機を導入し、堆肥化によるリサイクルを開始しました。

開始から10年以上が経過し、現在、半数にあたる3施設で使用されていますが、堆肥化された土は有効に利用されています。

## (4) リサイクルひろば高井戸

家庭で不用になった使用可能な家具等の提供品を受け、販売するとともに物を大切にすることを育てることを目指しています。

また、資源の再利用を推進していくための講座講習会等を開催しています。

※運営はNPO法人すぎなみ環境ネットワークが行っています。



### 不用品情報コーナー

まだ使えるけれども不用になった物を再利用するために、欲しい・譲りたいという情報を登録し、情報提供しています。

登録場所はリサイクルひろば高井戸、運営はNPO法人すぎなみ環境ネットワークが行っています。

インターネットでの登録もできます。

## (5) NPO法人すぎなみ環境ネットワーク (旧杉並リサイクル協会)

前身は平成6年度に発足した杉並リサイクル協会で、平成15年1月にNPO法人となりました。

「市民の主体的な活動を中心に、行政や事業者と協働して、環境保全分野においてリサイクルの推進をはじめとする諸事業を行うことにより、市民の生活環境の向上を図り、地球環境の保全に寄与すること」を目的として活動しています。

リサイクルひろば高井戸の運営を行い、日用品・家具のリサイクルとともに各種の啓発活動を行っています。

委員には、長年集団回収をしている人も多いため、集団回収事務の委託をしています。

今後は、環境・ごみの減量・リサイクル推進のために主体的に活動する団体として、経済基盤の充実を図るとともに、団体運営の基盤となる財源の拡大が課題です。



## 杉並区環境白書

平成 19 年度版  
平成 20 年 1 月発行

登録印刷物番号
19-0065

編集・発行 杉並区環境清掃部環境課  
杉並区阿佐谷南一丁目15番1号  
電話 (03) 3312-2111 (代表)



この印刷物は、大豆油インクを使用しています。  
また、古紙配合率 70%の再生紙を使用しています。

大豆油インクは、一般の印刷用インクよりも、大気汚染の原因のひとつである揮発性有機化合物の発生が少なく、廃棄物の処理も簡単です。紙と分離しやすいため、リサイクルにも適しています